

和泉台谷戸町内会規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は和泉台谷戸町内会と称し、事務所を会長宅に置く。
- 第 2 条 本会の会員は和泉台谷戸地域に居住するものをもって組織し、入会する者は組長を通じ所定の入会手続をとり、入会金 2,000 円也を納入するものとする。
- 第 3 条 当地域に在る銀行・会社・工場・其の他の事業所等を特別会員とする事が出来る。
- 第 4 条 本会は会員相互の親睦を図ると共に、生活環境の整備などを通じ会員の福祉を増進する。

第 2 章 役 員

- 第 5 条 本会は次の役員を置く。
- | | |
|---------------|---------------------------------------|
| (1) 会 長 1 名 | (2) 副 会 長 3 名 |
| (3) 総 務 4 名 | (4) 会 計 1 名 |
| (5) 会計監査 2 名 | (6) 区 長 5 名 (区の実情に応じて区長補佐を設置することが出来る) |
| (7) 部(会)長 若干名 | |
- 第 6 条 役員の変更は次により推薦し、総会の承認を得る。
- (1) 会長及び会計監査の推薦は、各区・部・各会長が推薦委員会を構成し推薦にあたる。
 - (2) 副会長・総務・会計の推薦は、前項により推薦された会長候補が推薦委員会の相談役となり協力して推薦にあたる。
 - (3) 区長の推薦は、各区の現組長及び班長が推薦する。
 - (4) 各部・会長の推薦は、各部・会より推薦する。
- 第 7 条 役員を担当は次の通りとする。
- (1) 会長は本会を代表し会務を統轄する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
 - (3) 総務は本会の運営に関する事項、庶務に関する事項を行う。
 - (4) 会計は会計事務を行う。
 - (5) 会計監査は会計事務の監査を行い、総会に報告する。
 - (6) 区長は担当地区を代表し、本会の活動にあたる。
 - (7) 各部・各会長は、各部・会の活動を行う。
- 第 8 条 役員任期は2年とする。但し留任は妨げない。会長・副会長・総務・会計の改選期を2期に分ける。欠員を補充した場合は、前任者の残任期間とする。

第 3 章 組 長

- 第 9 条 各隣組に組長を置く。組長は各隣組を代表し、本会の活動に協力する。任期は1ヶ年以上とする。但し、組・班長選出については、現役役員、(三役、区長、部(会)

長)との兼任はしない事とする。

第 4 章 代 議 員

第 10 条 代議員は役員・組長・班長で構成する。

第 11 条 代議員は総会において議決権を持つ。

第 5 章 会 議

第 12 条 本会に次の会議を持つ。

(1) 総会 (2) 役員会 (3) 定例会 (4) 各部会

第 13 条 会長は年度始めに総会を開催する。但し必要に応じ臨時総会を開催することが出来る。

第 14 条 総会は代議員で組織し次の事項を審議し決定する。

- (1) 前年度の活動報告及び本年度の活動計画。
- (2) 前年度決算及び本年度予算計画。
- (3) 役員の変更。
- (4) 規約等の改正。
- (5) その他必要事項。

第 15 条 会長は必要に応じ役員会議を開催する。

第 16 条 会議は過半数により成立し、会議の議決は出席者の過半数で決定する。可否同数の場合は議長がこれを決める。

第 17 条 役員会は本会の運営について審議決定する。

第 18 条 各部会は部長が必要に応じて行う。

第 19 条 定例会は役員及び組長・班長で行う。

第 6 章 部 組 織

第 20 条 本会に次の部・会を組織し部委員及び部員、会員を置く。

- (1) 防犯部 (2) 環境衛生部 (3) 交通部
- (4) 防災部 (5) 体育部 (6) 青少年指導部
- (7) 文体部 (8) 家防部 (9) 第一、第二長寿会
- (10) 福祉部

第 7 章 会 計

第 21 条 本会の会計は次の収入によってまかなう。

(1) 町内会費 (2) 寄付金 (3) その他の雑収入 (入会金を含む)

第 22 条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとし会計監査を受ける。

第 23 条 町内会費は1世帯につき月額300円とし、特別会員の会費は月額1,000円とする。

第 8 章 表 彰 等

第 24 条 町内会に特に尽力された方に対しては、別に定める内規により表彰状・感謝状・

記念品等を贈ることが出来る。

第 9 章 弔慰金・見舞金

第 25 条 会員に死亡又は災害があった時は別に定める内規により弔慰金・見舞金を贈るものとする。

第 10 章 町内会館

第 26 条 町内会館の運営及び管理については、別に定める町内会館運営委員会規約及び町内会館使用規程による。

第 11 章 顧問

第 27 条 本会に顧問を置くことができる。

(1) 顧問は、役員会の同意を経て会長が委嘱する。

第 12 章 付 則

第 28 条 この規約に必要な内規は別に定める。

第 29 条 この規約の改廃は総会の議決により定める。

第 30 条 この規約は昭和46年4月1日より施行する。

昭和53年4月1日一部改正

昭和58年4月1日一部改正

昭和59年4月1日 //

昭和62年3月8日 //

平成 2年4月1日 //

平成 3年4月1日 //

平成 4年4月1日 //

平成 7年4月1日 //

平成15年4月1日 //

平成19年4月1日 //

平成20年4月1日 //

平成24年4月1日 //

和 泉 台 谷 戸 町 内 会 内 規

第 1 章 町内会費及び会員名簿

第 1 条 町内会費は組・班長がとりまとめ会計へ納入する。特別会員の会費は区域の組長が集金し会計に納入する。

第 2 条 納入された町内会費は原則として返戻しない。

第 3 条 組長は隣組内の現状を把握し会員等に移動が生じた時は、すみやかに区長に報告する。区長は会長に報告する。

第 4 条 町内会会員名簿は適宜作成し会員に配布する。

第 2 章 表 彰 等

- 第 5 条 (1)表彰状、感謝状及び記念品の贈呈については役員会で協議して決める。
(2)町会役員退任者の場合は、原則として任期を一期以上勤めた者とする。

第 3 章 弔慰及び見舞

- 第 6 条 組長は会員に死亡又は災害（火災・水害・町会行事による負傷等）が発生した時は、すみやかに区長、会長に報告する。
- 第 7 条 弔慰金及び災害見舞金は次による。但しお返しは不要とする。
(1) 弔慰金 5,000 円
(2) 災害見舞金 最高 10,000 円とし被害の程度に応じて役員会で協議し決める。
(3) 其の他の見舞金が必要と思われる場合は役員会で協議し決める。
- 第 8 条 葬儀については次の通りとする。
(1) 会員及びその家族が死亡した時は、会長（又は代理）がお通夜又は告別式に参列する。
(2) 町内会役員及びその家族が死亡した時、役員はお通夜又は告別式に参列する。
弔慰金については町会三役に一任する。
但し、町内会役員及びその配偶者には「和泉台谷戸町内会」の花環一基を供える。
(3) 其の他定めなき事項については町会三役に一任する。

第 4 章 役員改選

- 第 9 条 会長、副会長 1 名、総務 2 名の改選時期を平成 8 年度とする。次年度に副会長 2 名、総務 2 名、会計 1 名を改選し、以後これに準ずる。
- 第 10 条 推薦委員会は、必要に応じ区長に対し役員候補者の推薦を依頼することが出来る。
- 第 11 条 推薦委員会の依頼を受けた区長は、区内 組・班長と協力し、若干名の候補者を推薦委員会に報告する。

第 5 章 付 則

- 第 12 条 この内規の改廃は役員会の協議により決める。
- 第 13 条 この内規は昭和 53 年 4 月 1 日より施行する。
昭和 59 年 4 月 1 日一部改正
平成 2 年 4 月 1 日 "
平成 6 年 4 月 1 日 "
平成 7 年 4 月 1 日 "

和泉台谷戸町内会館運営委員会規約

(名 称)

第 1 条 本委員会は、和泉台谷戸町内会館（以下会館という）運営委員会と称す。

(事 務 局)

第 2 条 本委員会の事務所は、台谷戸町内会々長宅に置く。

(目 的)

第 3 条 本委員会は、和泉台谷戸町内会規約第 4 条の目的（本会は、会員相互の親睦を図ると共に生活環境の整備などを通じ、会員の福祉を増進する）を達成する為の各種会議・会合の場として、適正な使用管理と、建物・備品其の他会館に付属するものの維持管理を、別に定める会館使用規程により、指導監督にあたる。

(委員会の構成)

第 4 条 本委員会の委員は、町内会 3 役と町内会長が委嘱する委員若干名を以て構成する。

(役 員 の 選 出)

第 5 条 本委員会は次の役員を置き、委員の互選による。

(1) 運営委員長 1 名 (町内会長が兼任する)

(2) 運営副委員長 1 名

(3) 会 計 1 名

(4) 会計 監査 2 名 (町内会会計監査が兼任する)

(5) 町内会長委嘱 若干名

(役 員 の 任 務)

第 6 条 運営委員長・副委員長・会計監査は町内会規約第 9 条に準じ、会計は第 9 条 3（会計） 4（書記）の任に当たる。

(委 員 の 任 期)

第 7 条 町内会規約第 8 条に準じ、町内会役員の改選期に合わせる。

(会 計)

第 8 条 本委員会の会計は、次の収入によってまかない、会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとし、会計監査を受ける。

(1) 町内会よりの助成金 (2) 使用料 (3) 寄付金 (4) 其の他の収入

(使 用 規 程)

第 9 条 会館の使用については、別に定める会館使用規程による。

(規 約 の 改 廃)

第 10 条 本規約の改廃は、町内会役員会の決議による。

付 則

1、この規約は、昭和 58 年 1 1 月 1 日より施行する。

2、昭和 60 年 5 月 3 日 一部加入・訂正

和泉台谷戸町内会館使用規程

本規程は運営委員会規約第3条の目的遂行の為、次の規程を定める。

1 使用申込

- (1) 下記についての申込は、原則として毎月月末又は月初に行われる役員会に於いて、
会館使用申込書に記入の上、会館運営副委員長に申込みこと。
 - (イ) 町内会行事
 - (ロ) 各部（会）定例的使用（役員会、定例会、クラブ活動等）
- (2) 其の他の申込は、受付責任者に直接申込みこと。
- (3) 有料の場合は、申込書提出と同時に使用料納入のこと。
- (4) 使用申込者は、使用当日使用承認書を提示し、鍵・退館確認表を受領すること。
(鍵管理責任者は運営副委員長)
- (5) 使用後は、速やかに鍵及び退館確認表（記入済）を返還すること。
- (6) 使用責任者が町内会員以外の時には鍵は預けない。

2 申込日時変更及び使用制限

- (1) 使用優先順位により、申込使用日時を変更することがある。
- (2) 本使用規程に違反又は使用不相当と認めた場合には、使用を制限することがある。

3 使用料

- (1) 無料の部（優先順位とする）
 - イ) 町会の総会、三役会、役員会、定例会
 - ロ) 町会主催の行事
 - ハ) 区長の使用
- ニ) 各部（会）の役員会、定例会、クラブ活動等
- ホ) 各組（班）の役員会、引継会
- ヘ) 其の他委員長が認めたもの
- (2) 有料の部（申込順とし使用料は別表）
 - イ) 町会員の趣味の会、有志の会
 - ロ) 町会員以外の営業を目的としない使用
 - ハ) 町会員の葬祭

4 防火・防犯責任

使用責任者は、責任をもって使用後火気・電気・冷暖房・戸締り等を点検確認すること。

5 免責

本会館の使用者で、負傷又は病気になった場合責任を負わない。

6 使用責任者遵守事項

- (1) 使用時間を厳守すること。
- (2) 使用した設備、備品は、破損の有無等を点検し、必ず元の位置に戻すこと。
- (3) 会館内は、禁煙とする。

- (4) 設備、備品を破損した時は、実費負担とする。
- (5) ゴミ類は一切使用者が持ち帰り、処理すること。
- (6) 使用中は近所の迷惑にならないよう、充分留意すること。
- (7) 使用後は、火気・電気・冷暖房・戸締り・部屋・トイレの清掃等を点検・確認し、退館確認表に記入すること。

7 葬祭による使用の場合は、別に定めた使用注意事項並びに使用料金による。
祭壇室以外の宿泊は認めない。

8 会館備品の貸出しについて
使用申込書を提出し（用紙あり）使用する備品により、適正な謝礼とする。

9 本規程に定めなき事項については、委員長が決める

※昭和60年10月3日 料金表一部改正

昭和62年 3月8日 一部加入

平成 元年 6月3日 規程、料金表一部改正

平成22年 4月1日 規程、一部改正

葬儀による会館使用注意事項

使用者（施主）は、組（班）長を通じて相談をし、使用責任者を選び以下の事項に留意すること。

- 1、使用責任者は会館使用申込書を提出し、会館使用規程抜粋（退館確認表）を熟読し遵守すること。
- 2、関係者が止むを得ず会館附近の路上に自動車を駐車する場合、絶対に近所の迷惑にならぬよう注意すること。
- 3 お通夜には、屋外にスピーカー等の音は出さないこと。
- 4 午後10時以降は屋外照明、大きな物音、声高な話声等は絶対にしないこと
- 5 祭壇室以外の宿泊は認めない。
- 6 使用料金は1日金15,000円也とし、2日越える使用は認めない。

使用料金表

単位（円）

部屋別	A 大会議室（1階）			B 大会議室（2階）		
	8：00～ 12：00	13：00～ 17：00	18：00～ 20：00	8：00～ 12：00	13：00～ 17：00	18：00～ 20：00
町会員	2,000	2,000	2,000	1,000	1,000	1,000
町会員外	3,000	3,000	3,000	2,000	2,000	2,000

単位（円）

葬祭	15,000（1日）
----	------------

☆葬祭による会館使用の注意事項、その都度使用者に渡す。

退館時確認表